



宇和島税務署での確定申告、市県民税の所得申告

■宇和島税務署での確定申告

日 3月15日(火)まで 平日 午前9時～(受付: 午前8時30分～午後4時)

内 ▶ 所得税及び復興特別所得税・贈与税: 3月15日(火)まで

▶ 消費税及び地方消費税: 3月31日(木)まで

入場には、整理券が必要です(会場で当日配布するほか、国税庁LINEで事前発行も可能)。

■自宅からe-Taxで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告書が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



■電話による申告相談

日 3月15日(火)まで 平日

■振替納税を利用してください

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税は、期限内に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することで、利用できます。

振替日

▶ 所得税及び復興特別所得税: 4月21日(木)

▶ 消費税及び地方消費税(個人事業者): 4月26日(火)

問 宇和島税務署 ☎22 - 4511



ID: 0057116

■市県民税申告・所得税及び復興特別所得税確定申告

日 3月15日(火)まで 平日 午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分

場 市役所 602会議室、吉田支所 税務係、三間支所、岩松公民館

対 市内に住み、令和3年中に①～③の所得があった人、または国民健康保険の被保険者(令和3年中の収入が無い人も申告が必要)

① 営業、農業、漁業などの事業所得

② 家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得

③ 給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人

▶ 勤務先から市に給与支払報告書が未提出

▶ 2ヵ所以上から給与を受けた

▶ 医療費控除などを受けようとする人

▶ 令和3年の途中で退職し、再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出

▶ 年末調整をしていないなど

申告の必要がない場合

▶ 令和3年中の収入が、給与のみまたは給与と公的年金のみで年末調整をしており、勤務先から市に給与支払報告書が提出され、追加の控除がない人

▶ 令和3年中の収入が公的年金のみで、追加の控除がない人

▶ 令和3年中の収入が無く、市内に居住する人の税法上の扶養親族である人

▶ 令和3年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する人など

問 税務課市民税係 ☎24 - 1111または各支所税務係



ID: 0044862

▶ 確定申告会場における感染防止対策: 37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りします。少人数でお越しの上、マスクの着用、手指消毒をお願いします。

農耕トラクタ、田植え機、フォークリフトなどの小型特殊自動車をお持ちの方へ

乗用設備がある農耕作業用自動車(トラクタ、コンバイン、田植え機など)や、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

所有している人は、公道走行の有無にかかわらず、市窓口で軽自動車税(種別割)の申告をし、ナンバープレートの交付を受ける必要があります(保管しているだけでも申告は必要)。

正当な理由がなく申告または報告をしなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。また、車両を処分したり、所有者を変更したときは、忘れずに廃車や名義変更の手続きを行ってください(4月1日時点の所有者に課税されるので注意してください)。

問 税務課諸税係 ☎24 - 1111内線2528



ID: 0057146

臨時特別給付金（住民税非課税世帯・子育て世帯など）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響を受けている世帯を支援する取り組みとして、臨時特別給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

- 内** 1世帯あたり10万円
- 対** ①令和3年12月10日時点で市に住み、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割非課税の世帯②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員の1年間の各収入（所得）見込額が、住民税非課税水準に相当する額以下の世帯
- 申** ①対象世帯に書類を送付します。②申請が必要です。お問い合わせください。
- 問** 福祉課福祉総務係 ☎49-7109



I D : 0071353

■子育て世帯への臨時特別給付金（市給付）

- 内** 平成15年4月2日～令和4年3月31日までの間に出生した児童1人につき10万円
- 対** 離婚や所得制限などで国の給付金を受け取れない世帯
- 問** 福祉課子育て支援室児童福祉係
☎24-1111内線3124
FAX 24-1160



I D : 0069989

河川（河川区域内）において、次の行為はやめましょう

河川区域内の土地で工作物を新築・改築・除去しようとする場合、河川管理者（県管理河川は県〔南予地方局〕）の許可が必要です。また、河川区域内に畑や花壇などを設置および植栽などを行うのも違法行為となります。河川へ不法投棄も、法律で禁止されています。

河川は公共用物です。良好な環境の保全と適正な利用をお願いします。

- 問** 南予地方局建設部管理課管理係 ☎22-5211内線406



I D : 0070936

税金などがコンビニ・スマホ・クレジットカード・Pay-easyで支払えます

令和4年度分から、コンビニやスマホなどのアプリ、クレジットカードおよびPay-easyで支払えるようになります（納付期限を過ぎた納付書、バーコードがない納付書は使用できません）。

- 対** 固定資産税、軽自動車税（種別割）、市県民税（普通徴収）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料、下水道事業受益者負担金、水道料金、下水道使用料
- 問** 納税課 ☎24-1111（水道料金・下水道使用料は水道局 ☎22-5265）



I D : 0071319

国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険の加入・脱退の届出

健康保険などに加入、脱退をしたときは、14日以内に必ず届け出てください。国民健康保険の手続きにはマイナンバーと本人確認書類（通知カードと運転免許証など）が必要です。

- 持** ▶ 加入：健康保険資格喪失証明書
▶ 脱退：保険証、新しい保険証
- 申** 市民課または各支所 市民保険係

- 問** 保険健康課保険業務係 ☎49-7020

■学生の遠隔地被保険者証

国民健康保険に加入し、進学により住所変更する人や卒業・退学する人は学生の遠隔地被保険者証の届出をしてください。

- 持** ▶ 進学による住所変更：保険証、在学証明書（入学前の場合は合格通知など）
▶ 卒業・退学：学生の遠隔地被保険者証、新しい保険証（ある場合のみ。写し可）
- 申** 市民課または各支所市民保険係
※代理人が届け出る場合は、本人の住所が分かるものを持参してください。



I D : 0056814

令和4年 春季全国火災予防運動 (3月1日(火)～7日(月)) 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

■住宅防火 いのちを守る10のポイント

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグを抜く
- ⑤ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ⑥住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ⑦寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する
- ⑧消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑨避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑩防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う

問 宇和島地区広域事務組合消防本部予防課予防係 ☎22 - 7501



市民サービスセンターを利用ください

3月から4月は、転入・転出の手続きなどのために市民課窓口が大変混雑します。住民票、戸籍謄抄本や各種証明書などが必要な人は市民サービスセンターも利用してください。

場 きさいやロード

日 午前9時45分～午後6時30分(木曜日は休み)

問 市民サービスセンター ☎22 - 0205

ID：0037140

【松山地方気象台】天気に関する問い合わせ対応時間の変更

4月1日から、松山地方気象台の「天気に関する問い合わせ☎089 - 941 - 0012」の対応時間が変わります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

日 平日 午前8時30分～午後5時15分

問 松山地方気象台 ☎089 - 941 - 6293



ID：0071025

FMがいや「宇和島が好きだと叫びたい」

日 第2・4日曜日 午前8時(再放送：午後1時)

内 吉田町出身のアーティストと市内で音楽活動をする先輩の2人が作る音楽番組です。ラジオから元気な声を届けます。

▶大田 紳一郎(doa) さん、佐藤 猛 さん

問 FMがいや ☎49 - 1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



ID：0071254

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)に在学する学生など

内 承認期間：4月～翌年3月(令和3年度に保険料納付を猶予されている人で引き続き次年度も在学予定の場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます)

学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも後から納付(追納)することをお勧めします。
※令和4年度は、学生納付特例制度を利用しない場合は、納付書を送付しますのでお問い合わせください。

問 宇和島年金事務所 ☎22 - 5440



ID：0056524